

## 合 意 書

石川県能登町（以下、「甲」という。）と、株式会社武蔵野種苗園（以下、「乙」という。）は、能登町クロマルハナバチ（仮称）の試験飼育生産（以下、「本事業」という。）を行うにあたり、以下のとおり合意する。

## （目的）

第1条 本事業は、日本市場におけるトマト等果菜類の栽培に使用する質の高い授粉用クロマルハナバチ（以下、「商品」という。）を国内市場において安定供給することができるように、試験飼育生産、調査等を行なうことを目的とする。

## （試験飼育生産期間）

第2条 試験飼育生産にかかる期間は、最大で平成21年4月1日より平成23年3月31日まで（以下、「試験飼育生産期間」という。）とする。

2 試験飼育生産期間中において、商品を安定供給することができ、需要と供給を確立することが出来ると判断した場合（以下、「事業化」という。）は、甲乙協議のうえ、試験飼育生産期間を短縮できるものとする。

## （試験飼育生産施設）

第3条 試験飼育生産は、甲の所有する能登町クロマルハナバチ試験飼育生産施設（以下、「試験飼育生産施設」という。）を使用するものとし、施設の維持管理経費については、甲が負担するものとする。

## （業務）

第4条 甲は、試験飼育生産施設において、商品の試験飼育生産を行う。

2 甲が試験飼育生産に必要な『休眠処理済女王バチ』は、乙が有償提供する。

3 上記以外の必要な原材料、資材等は甲が調達する。

4 必要な原材料・資材等のうち、日本国内で調達できないものについては、甲乙協議のうえ調達するものとする。但し、費用は甲の負担とする。

5 その他、試験飼育に必要な原材料、資材等が発生した場合は、甲乙協議のうえ定める。

## （技術指導）

第5条 乙は甲に対し、第1条の目的を達成するために必要な技術等を指導支援する。

2 技術指導に対し発生する費用は、甲乙協議のうえ定める。

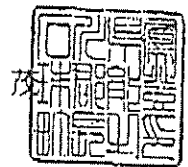
(協議協力)

第6条 甲と乙は、試験飼育生産期間中において双方の協力体制のもと、次の各号に示す事項について定期的に協議を行い、早期の事業化を目指す。

- ① 商品の生産技術
- ② 普及促進体制
- ③ 資材調達方法
- ④ 商品の製造供給量
- ⑤ 物流方法
- ⑥ 販売価格調査
- ⑦ 品質状況調査
- ⑧ クレーム状況調査
- ⑨ 市場動向調査
- ⑩ 競合他社の調査
- ⑪ 商標登録
- ⑫ 農林水産省、環境省などに関わる諸情報の収集
- ⑬ その他、事業化に向けて必要な事項

平成21年3月6日

甲 石川県鳳珠郡能登町字宇出津新1字197番地1  
能登町長 持木 一



乙 東京都豊島区南池袋1-26-10  
株式会社 武蔵野種苗園  
代表取締役社長 油木 大 樹

